

## 東神楽町交流広場にぎわいマーケット事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、ふれあい交流館の交流広場において販売行為等を行う際の必要な事項を定めることにより、創業しやすい環境を整え、もって町の賑わいの創出を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「にぎわいマーケット」とは、ふれあい交流館交流広場において販売し、又は独立開業に向けて実験販売するための店舗スペースをいう。

### (事業の内容、施設、使用料等)

第3条 にぎわいマーケットとして使用することができる区域の面積及びその概要は、次の表の左欄に掲げる区域の区分に応じ、当該中欄及び右欄に掲げるとおりとする。

区域名	面積	施設の設備等
交流広場	間口8.1m×奥行7.2m=58.32m <sup>2</sup> (1.8坪)	電源、水道蛇口
簡易厨房	間口4.05m×奥行3.6m=14.58m <sup>2</sup> (4.5坪)	電源、台所、手洗、IH調理台

2 にぎわいマーケット開設にかかる使用料の額は、交流広場(簡易厨房を含む。)1時間につき600円とし、別途納付書により支払うものとする。

### (開設時間)

第4条 にぎわいマーケットの開設時間(搬入等の準備、片付け等の時間を含む。)は、午前6時から午後9時までとする。ただし、ふれあい交流館の休館日は、にぎわいマーケットを開設できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、にぎわいマーケットは開設できないものとする。

- (1) 町主催行事の開催に支障をきたす場合
- (2) 公民館主催行事の開催に支障をきたす場合
- (3) 町又は公民館が関与する実行委員会主催行事の開催に支障をきたす場合
- (4) 公益性のある行事の開催に支障をきたす場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が特別な理由があると認める場合

### (対象者)

第5条 にぎわいマーケット事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本町の区域内に住所を有する個人(満18歳以上)、団体又は法人
- (2) 町外に住所を有する個人(満18歳以上)又は法人で本町の区域内で新たに創業することが見込まれる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が適当と認める者

2 にぎわいマーケット事業の対象となる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東神楽町暴力団排除条例(平成25年東神楽町条例第30号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者でない者
- (2) 前号に掲げるもののほか町長が不適当と認めない者

### (対象事業)

第6条 にぎわいマーケット事業の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 公序良俗に反すると判断される活動
- (5) 前各号に掲げるもののほか町長が不相当と認めるもの  
(利用申込)

第7条 にぎわいマーケットの利用をしようとする者（以下「申込者」という。）は、にぎわいマーケット事業利用申込書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に申し込まなければならない。

- (1) にぎわいマーケット事業計画書（別記第1号様式別紙。以下「事業計画書」という。）
- (2) 暴力団排除に関する誓約書（別記第1号様式別紙裏）
- (3) 前2号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類  
(事業利用の決定)

第8条 町長は、前条の申込があったときは、その内容を審査し、必要と認めるときは調査を行ったうえ、にぎわいマーケット事業を利用する者（以下「にぎわいマーケット事業者」という。）を決定し、にぎわいマーケット事業利用（利用不可）決定通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 前項の決定を受けた場合、にぎわいマーケット事業者は、ふれあい交流館の使用許可の決定を受けたものとみなす。

3 町長は、前項の決定に際し、にぎわいマーケット事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(利用回数の制限)

第9条 利用機会の均衡を図るため、にぎわいマーケット1事業当たりの利用回数の限度は、原則として週当たり3回までとする。ただし、年度当初の利用調整において利用申込が重複した場合においては、週当たりの利用回数の少ない事業を優先するものとし、週当たりの利用回数が同じ場合においては、年当たりの利用回数の少ない事業を優先するものとする。

(事業の変更等)

第10条 にぎわいマーケット事業者は、事業計画書の内容を変更し、又はにぎわいマーケット事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、当該変更又は中止若しくは廃止をしようとする1月前までに、にぎわいマーケット事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（別記第3号様式）により申請し、町長の承認を受けるものとする。

2 町長は、前項の申請があった場合は、速やかにその可否を決定し、にぎわいマーケット事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（別記第4号様式）により当該申請をしたにぎわいマーケット事業者に通知するものとする。

(事業収益の取扱い)

第11条 にぎわいマーケットの運営により発生した収益及び損失は、当該にぎわいマーケット事業者に帰属するものとする。

(損壊等の届出)

第12条 にぎわいマーケット事業者は、ふれあい交流館の施設、附属の設備又は器具類を損壊又は汚損（以下「損壊等」という。）をしたときは、直ちに町長に報告しなければならない。

(損害賠償)

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、にぎわいマーケット事業者に対し損害賠償を請求することができる。

(1) にぎわいマーケット事業者がふれあい交流館の施設、附属の設備又は器具類を損壊等させたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか損害賠償の請求が相当であると町長が認めるとき。

(原状回復)

第14条 にぎわいマーケット事業者は、毎回の利用の都度、利用した場所を原状に回復しなければならない。

2 町長は、前項の原状回復がされた後、速やかににぎわいマーケット事業者が利用した場所の状況に損壊等がないか確認し、にぎわいマーケット事業者に報告するものとする。

(町の責任)

第15条 町は、にぎわいマーケットの使用により、にぎわいマーケット事業者が被った損害又はにぎわいマーケット事業者が第三者に与えた損害に対しては、一切の責任を負わない。

(実績報告)

第16条 にぎわいマーケット事業者は、にぎわいマーケットの開設期間を満了（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）したときは、その満了した日から起算して30日を経過した日までに、にぎわいマーケット事業利用実績報告書（別記第5号様式）に関係書類を添えて町長に報告しなければならない。

(帳簿等の整備)

第17条 にぎわいマーケット事業者は、にぎわいマーケットに係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、他の事業と区分して収支を記録するとともに、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類をにぎわいマーケットの開設期間の満了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日）の属する年度から起算して5年間これを保存しなければならない。

(契約満了後の努力義務)

第18条 にぎわいマーケット事業者は、にぎわいマーケットの開設期間満了後、その成果を本町における今後の事業に活かすよう努めなければならない。

(利用の取消)

第19条 町長は、にぎわいマーケット事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 申込書等に虚偽の記載があったとき。

(2) にぎわいマーケットを申込書等に記載された事業以外の用途に使用したとき。

(3) 要綱第8条第3項の決定により付した条件に違反したとき。

(4) 前各号に掲げるもののほかこの要綱に定める事項に違反したとき。

(調査等)

第20条 町長は、必要と認めるときは、にぎわいマーケットの運営状況について調査し、又はその状況についてにぎわいマーケット事業者に対し、報告を求めることができる。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令4年4月1日から施行する。